

猪名川町基幹相談支援センター運営事業業務委託に関する質疑の回答書

番号	質疑内容及び回答
1	提出書類に関する質問 ①企画提案書（A4・10枚以内）について、図表や別紙資料は枚数に含まれますか。 回答 町所定の様式を除く全ての書類が含まれます。
2	業務内容・使用の解釈に関する質問 ①計画相談は「原則行わない」とありますが、例外的に実施可能なケースの想定があれば教えてください。 回答 人間関係などを勘案し、計画相談を行うことが著しく合理的と判断される困難ケースなどを想定しています。 ②地域生活支援拠点としての機能における緊急対応の範囲（頻度・対応時間帯等）について具体的な想定はありますか。 回答 虐待、生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれのある事案を想定しており、頻度・対応時間帯等に具体的な想定はしていません。
3	実施体制・人員配置に関する質問 ①常勤3名の配置は専従が必須でしょうか、それとも他事業との兼務は一定条件下で可能ですか。 回答 業務委託内容の実施に支障のない範囲であれば、兼務であっても問題ありません。
4	実施時間に関する質問 ①仕様書「7 実施体制」の「(3) 実施時間」は、午前8時45分から午後5時30分となっています。「6 (9) 地域生活支援拠点としての体制整備」では、「夜間・休日などの虐待、生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれのある事案、または行政機関が緊急対応を要すると判断した事案の台対応を行う。」と記載されています。「夜間・休日などの・・・対応を行う。」場合、期間相談支援センター職員の電話連絡のみならず、基幹相談支援センター職員の立ち合いなどの対応を想定しているのでしょうか？また、「夜間・休日などの・・・対応を行う。」場合、町福祉課も同様に連絡が取れるのでしょうか？ 回答 虐待、生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれのある事案については、夜間・休日などの基幹相談支援センター職員の立ち合いも想定しています。また、町福祉課については、町宿直より24時間の連絡体制がとれています。

※質疑内容欄は適宜拡大または追加してください。